

教育の基礎的理解に関する科目等

■ 幼稚園教諭 1 種・2 種免許状

■ 小学校教諭 1 種・2 種免許状

教育学部 教育学科

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位					備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単 位	幼 1	幼 2	小 1	小 2	小 1・幼 1	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼 1 10 幼 2 6 小 1 10 小 2 6	○教育原理	2	11	11	11	11	13	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		○教育哲学	2						
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		○教職概論	2						
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		○教育の制度と経営	2						
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		○教育社会学	2						
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		○学習・発達論	2						
			○教育心理学	2						
生徒指導、総合的な学習の時間等の指導法及び教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	小 1 10 小 2 6	○特別支援教育	1						
	総合的な学習の時間の指導法		○教育課程編成論	2						※① 小免のみ
	特別活動の指導法		○幼児教育課程論	2						※② 幼免のみ
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○道徳教育の理論と方法	2						} ※①
	生徒指導の理論及び方法		○総合的な学習の時間の理論と方法	1						
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		○特別活動の理論と方法	1						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育の方法と技術	2						
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）		○教育方法学	2	—	—	10	10	10	
	幼児理解の理論及び方法		○生徒・進路指導の理論と方法	2						
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		○教育相談の理論と方法	2						
	○教育の方法と技術	2								
	○教育方法学	2								
	○幼児理解と教育相談	2	4	4	—	—	2			

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開設する科目		修得単位					備 考
科目	各科目に含めることが必要な事項	単位	科 目	単 位	幼1	幼2	小1	小2	小1・幼1	
関する科目に	教育実習	5	○教育実習（幼稚園・小学校）	5	5	5	5	5	5	※③④
			教育実習（副・幼稚園）	3	3	3	3	3	3	
	教職実践演習	2	○教職実践演習（幼）	2	2	2	2	2	2	
			○教職実践演習（小）	2	2	2	2	2	2	
幼稚園	1種 21 2種 17	免許状取得に必要な単位数		22	17	—	—		32	
小学校	1種 27 2種 19			—	—	28	19			

○印は必修科目

「教育の基礎的理解に関する科目等」の余剰単位は、「大学が独自に設定する科目」として充てることができます。

※① 小学校免許のみ必修。 **幼稚園の免許取得単位には加算されません**

※② 幼稚園免許のみ必修。 **小学校の免許取得単位には加算されません**

※③ 中学校教諭1種および高等学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教育実習」の単位をピーク免許より2単位充てることができます。ただし、事前および事後指導は、サブ免許分として別に受講してください。

※④ 「教育実習」を履修するためには、「教育実践に関する科目」以外の「教育の基礎的理解に関する科目等」の必修科目を修得していなければなりません。

※⑤ 中学校教諭1種および高等学校教諭1種免許をピークとする者が、加えて幼稚園・小学校教諭1種または2種免許をサブ免許として取得する場合、「教職実践演習」の単位をピーク免許より2単位充てることができるので、重ねて履修する必要はありません。

〔注〕 上表に掲げられる科目の一部にユニバーシティ・スタンダード科目に同一名称により開設されている科目がありますが、当該免許状を取得するためには、ユニバーシティ・スタンダード科目ではなく、教育学科科目（教育学部の授業時間割に掲載されている科目）にて履修してください。